

令和 7 年度佐久市デジタルミュージアム構築等業務
企画提案者審査委員会 設置要領

(設置)

第 1 条 令和 7 年度佐久市デジタルミュージアム構築等業務について、事業の円滑な推進を図り公正かつ適正な審査及び評価を行うため、令和 7 年度佐久市デジタルミュージアム構築等業務企画提案者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審査事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) プロポーザル実施要領の承認に関する事
- (2) 企画提案等の審査及び候補者の決定に関する事
- (3) その他必要な事項に関する事

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、非 公 表をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職員で組織する。

非 公 表

(任期)

第 4 条 委員の任期は、任命の日から企画提案の審査終了日までとする。

(委員長等)

第 5 条 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した委員が委員長の職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料等の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、佐久市教育委員会 社会教育部 文化振興課 が行う。

(補則)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 6 月 16 日から施行する。